

令和5年第1回定例会

鉾田・大洗広域事務組合議会会議録

開会 令和5年2月24日

閉会 令和5年2月24日

鉾田・大洗広域事務組合議会

令和5年第1回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年2月24日（金曜日） 午前10時25分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和4年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第2号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計予算

日程第5 議案第3号 鉾田・大洗広域事務組合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（5名）

1番	岩間勝栄	議員	2番	井川茂樹	議員
3番	水上美智子	議員	4番	飯田英樹	議員
5番	勝村勝一	議員			

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	岸田一夫	副管理者	國井豊
会計管理者	舊役秀行	銚田市生活環境課長	富田茂
銚田市廃棄物対策係長	出村智明	大洗町生活環境課長	大川文男
大洗町生活環境係長	篠原宏治	事務局長	田山恵一（兼務）
事務局長補佐	大嶋克弘（兼務）	事務局長補佐兼 施設整備係長	大川洋一（兼務）
総務係長	石橋知之（兼務）	施設整備係長	土田秀樹（兼務）
総務係長	小野瀬匡（兼務）		

職務のため出席した者の職氏名

書記長	田山恵一（兼務）	書記長補佐	大嶋克弘（兼務）
書記長補佐	大川洋一（兼務）	書記	石橋知之（兼務）
書記	土田秀樹（兼務）	書記	小野瀬匡（兼務）

開会 午前10時25分

◎開会及び開議の宣告

○井川茂樹議長 ただいまの出席議員は5名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和5年第1回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

なお、本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、発言等につきましては、自席でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎管理者挨拶

○井川茂樹議長 管理者より議会招集のご挨拶があります。岸田管理者。

○岸田一夫管理者 議員の皆様におかれましては、議会全員協議会に引き続きですね、令和5年第1回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会へご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、令和4年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第2号）及び令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計予算のほか、鉾田・大洗広域事務組合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例の3件につきまして、議決を求めるものでございます。

議案の詳細につきましては、この後、事務局から説明させますので、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆様方には、忌憚のないご意見をいただきまして、ご審議を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○井川茂樹議長 ありがとうございます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程、発言通告一覧及び執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査の結果報告及び同法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○井川茂樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、1番 岩間勝栄議員、5番 勝村勝一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○井川茂樹議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第3、議案第1号 令和4年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。田山事務局長。

○田山恵一事務局長 それでは、議案第1号 令和4年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について提案の理由をご説明申し上げます。

令和4年度一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入予算においては国庫支出金や組合債の金額の決定により、歳出予算においては各費目の過不足を調整するものでございます。また、発注時期及び稼働時期などの事業スケジュールについて柔軟に対応することとしたことに伴い、債務負担行為を設定するものでございます。さらに、搬入路及び関連駐車場等の用地取得及び関連業務の履行期間を確保するため、繰越明許費を設定するものでございます。

議案書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,597万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,788万3,000円とするものでございます。2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものとしております。

第2条の繰越明許費につきましては、4ページの第2表 繰越明許費のとおりでございます。対象は施設建設費で、繰越金額を7,380万3,000円とするものでございます。なお、内訳としましては、新ごみ処理施設整備・運営に係る事業者選定等支援業務と搬入路及び関連駐車場整備事業等でございます。

第3条の債務負担行為につきましては、5ページの第3表 債務負担行為のとおりでございます。設定事項は、事業者選定アドバイザー業務に係るもので、今後の社会情勢や交付金の動向を見極めながら適切な設計・建設工期や財源が確保できるよう、発注時期及び稼働時期などの事業スケジュールについて柔軟に対応するため当該業務の履行期間を1年間延長するもので、200万円を限度額として設定するものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、6ページの第4表 地方債補正のとおりでございます。対象事業である造成工事实施設設計業務に入札差金が発生したことから920万円を減額し、510万円とするものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

対象事業の造成工事实施設設計業務の入札差金により、2款1項1目1節の衛生費補助金では677万6,000円、8款1項1目1節の清掃債では920万円をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

2款1項1目の一般管理費でございますが、3節の職員手当等では、事務局職員の時間外手当を140万円増額するものでございます。

続きまして、3款1項1目の施設建設費でございますが、12節の委託料では、収支均衡を図るため、入札差金の一部である1,741万9,000円を減額し、16節の公有財産購入費では、搬入路及び関連駐車場用地取得費の確定並びに搬入路用地に係る地権者との協議により、21節の補償、補填及び賠償金へ355万7,000円組替えするものでございます。

11ページをご覧ください。

6款1項1目28節の予備費では、循環型社会形成推進交付金の年度間調整分を調整するため、4万3,000円を増額するものでございます。

以上、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号に対する質疑を行います。

発言通告がありましたので、これを許可いたします。1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 議案第1号、ページ、12ページです。支出予定額等に関する調書。

(1) 事業者選定アドバイザー業務の委託先、(2) 国県支出金の名称と補助率等、(3) 令和4年度業務の成果と次年度業務の内容。以上です。

○井川茂樹議長 田山事務局長。

○田山恵一事務局長 それでは、岩間議員からのただいまの質問に対しましてご答弁申し上げます。

1点目の事業者選定アドバイザー業務の委託先につきましてご答弁申し上げます。

株式会社エイト日本技術開発水戸事務所でございます。

続きまして、2点目の国県支出金の名称と補助率等につきましてご答弁申し上げます。

環境省の循環型社会形成推進交付金、補助率が3分の1でございます。

続きまして、令和4年度の業務の成果と次年度業務の内容につきましてご答弁申し上げます。

事業者選定アドバイザー業務につきましては、令和4年度は施設整備検討委員会の運営支援によりまして、新ごみ処理施設に関する基本的事項であります処理方式、事業方式、余熱利用方針につきまして、答申をいただきまして決定いたしました。次年度におきましては、令和4年度から引き続き、事業者選定委員会の運営支援、その他契約に係る事項につきまして支援を行う内容となっております。以上でございます。

○井川茂樹議長 1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 以前に説明は受けていると思いますが再度伺います。

どのような方法で決定したのか。処理方式を決定する際には、この業者を活用したのか。選考委員の大学教授が関わったごみ処理施設の処理方式の実績を教えてください。以上です。

○井川茂樹議長 田山事務局長。

○田山恵一事務局長 申し訳ありません。担当のほうからご答弁申し上げます。

○井川茂樹議長 土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 質問について再度お答えいたします。

基本的にですね、今回、エイト日本技術さんは、あくまで設計の会社でございますので、建設関係については、こちらのエイト日本が入ってくることはございません。事業者のほうについては、基本的にはプラントメーカーさんになりますので、エイト日本さんは、あくまで設計ということでございますので、関連はしてきません。以上です。

すみません。施設整備検討委員会の委員さんに関してというお話でございます。エイト日本さんは、特に関連はございませんので、影響はしておりません。

○井川茂樹議長 1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 今答えていただきましたが、大学教授が関わったごみ処理施設の処理方式の実績を教えてくださいということなのですが。

○井川茂樹議長 土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 すみません。樋口委員長についての関わったごみ処理事業ということでしょうか。

基本的にホームページ等出てるもので確認しますと、最近ですと、会津若松市さんの委員になっているというのは確認できております。そのほかに関しては、ちょっと私のほうで情報がないの

で省略します。

○井川茂樹議長 1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 はい、了解をいたしました。

次に、国県支出金の名称と補助率について。契約事業者の業務管理体制について、主任技術者はどのような資格を有しているのか。受託業者専属の社員なのかお伺いします。

○井川茂樹議長 土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 質問に対してお答えいたします。

今回、受注しておりますエイト日本技術に関しての担当技術者なのですが、まず最初にですね、契約、入札をするに当たりまして、必要条件のほうは定めてございます。専門の担当の資格等も決めておりますので、それに準じて社員がちゃんとした技術を持って、資格を持った者を充てているということでございますので、それについても資料のほうをいただいておりますので、確認しております。以上です。

○井川茂樹議長 1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 私が質問したのは、どのような資格を有する者なのかということを知りたいんです。

○井川茂樹議長 土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 すみません。確認してお答えいたします。

○井川茂樹議長 1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 はい、了解いたしました。以上で質問は終わります。

○井川茂樹議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、質疑を終結いたします。

議案第1号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議案第1号 令和4年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第4、議案第2号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。田山事務局長。

○田山恵一事務局長 それでは、議案第2号 令和5年度 銚田・大洗広域事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

令和5年度一般会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,000万4,000円と定めており、前年度予算額と比較いたしますと、2億8,825万5,000円の増額となっております。2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算によるものとしております。

第2条は、債務負担行為について定めるもので、4ページの第2表 債務負担行為に記載のとおりであります。なお、詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

第3条は、地方債について定めるものでございます。詳細につきましては、5ページの第3表 地方債で一般廃棄物処理事業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を3億6,000万円とするものであります。

4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為につきましては、3件の債務負担行為について、期間及び限度額を設定するものでございます。

1つ目の建設地造成工事につきましては、令和5年度から令和6年度の2か年にわたり工事を実施するため、令和6年度実施分として4億8,000万円を限度額とするものです。

2つ目の新ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、新ごみ処理施設の整備と20年間の運営を行う事業者を選定するに当たり、令和6年度から令和29年度までの24年間で、限度額377億3,000万円に物価等の変動、搬入廃棄物の量及び質の変動等に伴う増加額並びに消費税等の変更に伴う増加額を加えた額とするものです。

3つ目の新ごみ処理施設整備設計・施工に係る監理業務につきましては、新ごみ処理施設の整備に伴う施工監理を委託するに当たり、令和6年度から令和9年度までの4年間で2億円を限度額とするものです。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

1款 分担金及び負担金といたしまして、2億933万9,000円を計上しております。内訳といたしましては、負担金条例の負担割合により、1節の事務費負担金では銚田市負担金として3,861万3,000円、大洗町負担金として3,603万円、2節の建設費負担金では銚田市負担金として8,552万1,000円、大洗町負担金として4,917万5,000円をそれぞれ計上しており、各事業の実施に伴い歳出予算の規模が増えたことから、前年度と比較いたしますと、2,098万4,000円の増額となっております。

2款 国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金として3,613万7,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、2,936万1,000円の増額となっております。なお、対象事業は、建設地造成工事及び事業者選定アドバイザー業務となります。

3款 財産収入では財政調整基金運用利子として、9ページの4款 寄附金では一般寄附金として、5款 繰入金では財政調整基金繰入金としてそれぞれ前年度と同額の1,000円を計上しております。

6款 繰越金では、前年度繰越金として92万3,000円を計上し、前年度と比較いたしますと、3,139万円の減額となっております。内容といたしましては、循環型社会形成推進交付金の年度間調整による前倒しで交付された補助金の減によるものでございます。

10ページをご覧ください。

7款 諸収入につきましては、1項に組合預金利子として、2項に雑入としてそれぞれ前年度と同額の1,000円を計上するものでございます。

8款 組合債につきましては、造成工事の財源に充てるための一般廃棄物処理事業債として2億8,360万円を計上しており、前年度と比較いたしますと、2億6,930万円の増額となっております。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

1款 議会費につきましては、56万2,000円を計上しております。主な増減理由といたしましては、先進地視察研修に係る経費の減額及び組合議員の改選に伴う月割分の議員報酬の増額により、前年度と比較いたしますと、9万5,000円の減額となっております。

2款 総務費につきましては、11ページから12ページにございます1項の総務管理費と、13ページにございます2項の監査委員費の合計で6,766万5,000円を計上しております。主な増減理由といたしましては、インボイス対応に伴う財務会計システム改修委託料及び公会計システム本格稼働に伴う賃借料の増額、施設整備検討委員会の終了に伴う委員等報酬及び先進地視察研修に係る経費の減額などによりまして、前年度と比較いたしますと、17万5,000円の増額となっております。

13ページから14ページにございます3款 衛生費につきましては、4億5,091万4,000円を計上しており、主な増減理由といたしましては、建設地造成工事及び搬入路整備工事に関する経費の増額と計画支援事業の終了に伴う減額によりまして、前年度と比較いたしますと、2億7,941万5,000円の増額となっております。

4款 公債費につきましては、586万2,000円を計上しており、工事費の前払金に充てるため、金融機関から一時借入金を利用することに伴う利子の増額によりまして、前年度と比較いたしますと、576万円の増額となっております。

15ページをご覧ください。

5款 諸支出金につきましては、財政調整基金運用利子の積立金として前年度と同額の1,000円を計上するものでございます。

6款 予備費といたしましては、予算規模の拡大に併せ、予算額の1%程度として500万円を計上しており、前年度と比較いたしますと、300万円の増額となっております。

以上、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第2号に対する質疑を行います。

発言通告がありましたので、これを許可いたします。1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 議案第2号、ページ、4ページ。第2表 債務負担行為。

(1) DBO方式の経費削減見通しについて、債務負担行為の予算明細を提示し、公設公営、長期包括方式及びDBO方式での比較の上、そのメリットを示すことを求めます。

(2) 新ごみ処理施設整備・運営事業において限度額設定が受注者増額のみ記載であるが、人口減やSDGsの推進に伴うごみ量減少が見込まれることから、受注額減額を視野に入れた記載をすることを求めます。

(3) 管理運営期間20年において耐用年数によるメンテナンスなどが見込まれるが、メンテナンスを含めた債務負担行為と推察するが、その内容を時系列に金額を示すことを求めます。

ページ、13ページ。監査委員費。

(1) 令和4年の種別、第15条第2項ごとの監査回数と監査時間、(2) 監査委員が選任できる監査専門委員、第13条第1項の対象者並びに報酬等予算措置。以上です。

○井川茂樹議長 田山事務局長。

○田山恵一事務局長 それでは、ただいまの質問に対しましてご答弁申し上げます。

1点目のDBO方式の経費削減見通しについて、債務負担行為の予算詳細を提示し、①といたしまして公設公営、②長期包括方式及びDBO方式での比較の上、そのメリットを示すことということでご答弁申し上げます。

DBO方式の経費削減見通しとしては、新ごみ処理施設整備・運営に係るPFI等導入可能性調査結果によりますと、公設公営と比べまして6.48%のVFMがありまして、公共負担額14.5億円の削減が見込まれるということでございます。予算の詳細につきましては、ごみ焼却施設の建設・運営に係る業務の発注は、従前から性能発注方式を採用しておりまして、その事業費の積算にプラントメーカーの見積りや他団体の類似施設の実績などを客観的なデータを基に行っております。このため、当組合におきましても、令和4年6月に銚田・大洗広域事務組合新ごみ処理施設の整備・運営事業に係る見積等調査について各メーカーに依頼いたしまして、事業費設定のための見積りを実施したところでございます。なお、見積額、また、その他見積額の内訳につきましては、各メーカーのノウハウが反映されておりますので、独自の情報であることからですね、見積の予算の詳細につきましては、公開することができませんのでご了承願います。

次に、DBO方式と他の方式を比べた場合のメリットといたしまして、①といたしまして、施設の整備が公共であることから、最終的な責任の所在を明確にしつつ、民間活力の導入が図られる点において優れていること。②といたしまして、長期間にわたって計画的な維持管理ができることや、運営・維持管理費用の低減、平準化が図れることから、安全・安心及び経済性において優れていること。3点目といたしまして、建設と運営・維持管理を一括で発注することから、施設建設計画に維持管理のノウハウが反映でき、最適な施設計画が可能である点におきまして優れていること。4点目といたしまして、建設と運営・維持管理を一体のものとして同時に発注することから、運営・維持管理契約においても競争性が期待される点において優れていることなどが挙げられます。1点目は以上でございます。

続きまして2点目ですね。新ごみ処理施設整備・運営事業において限度額設定が受注者増額のみ記載であるが、人口減やSDGsの推進に伴うごみ量減少が見込まれることから、受注額減額を視野に入れて記載をすることを求めるということで、そちらにつきましてご答弁申し上げます。

債務負担行為の限度額の記載方法につきましては、地方自治法施行規則において、限度額の金額の表示が困難なものについては、当該欄に文言で記載してもよいとされております。この限度額欄に記載した内容は限度額となりますので、金額を明確にできるものについては金額で表示するところでございますが、不確定要素がある場合には、文言によって上振れ要素を記載することとなります。そのため、不確定要素の中に減額要素がある場合でも、減額要素を入れる必要はないものとなります。一方、当欄に記載している377億3,000万円のうち運営・維持管理の算定に当たっては、人口減少によるごみ量の減少等の要素を見込んだ形でメーカーアンケートを依頼した結果となっております。また、文言部分の物価等の変動につきましては、環境省から、物価変動に伴う価格上昇については協議に応じるように通知が発出されており、他事例でも同様の記述となっております。消費税等の変更につきましては、契約期間が長期となることから、消費税率等の上昇の可能性がありますので、これを考慮しております。しかし、これにつきましては、事業者の責に帰さない理由であるため、文言を入れてあります。搬入廃棄物の量及び質の変動等につきましては、ごみ量が増えた場合に増額となるのは想像しやすいところでございますが、ごみ量が減った場合でも、例えばごみの質が生ごみ等、熱量の低い物の割合が増えた場合には、ダイオキシン対策等のため、燃焼温度を保つために助燃剤を多く使用するような状況も想定しておかなければならず、単純に減額とはならないというものでございます。

続きまして3点目の管理運営期間20年間において耐用年数によるメンテナンスなどが見込まれるが、メンテナンスを含めた債務負担行為と察するが、その内容を時系列に金額を示すことを求めることにつきましてご答弁申し上げます。

先ほどの質問でお答えいたしましたとおり、見積額やその見積額の内訳につきましては、各メーカーのノウハウが反映された独自の情報であることから、メンテナンス費の内訳につきましては、公開することができません。なお、見積りの条件を示した要項、また、様式につきましては、参考

資料としてお示しすることは可能となっております。

次の監査委員費についての1番目ですね、令和4年の種別ごとの監査回数と監査時間につきましてご答弁申し上げます。

令和4年の監査等の実施状況でございますが、財務監査、こちらが1回約30分、決算審査が1回で約1時間、例月出納検査が12回、時間は各月によりまして異なりますが30分から1時間となっております。なお、財政援助団体等監査、それと基金運用状況審査につきましては、令和4年は監査対象がなかったことから実施はしてございません。

続きましての質問ですね、監査委員が選任できる監査専門委員の対象者並びに報酬予算措置ということで、こちらについてご答弁申し上げます。

監査専門委員制度でございますが、監査委員が専門的な事項について調査を必要とする場合に監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる制度でございます。現在、組合におきましては、監査専門委員の選任、報酬等の予算措置はしておりません。ただし、必要に応じまして選任する場合は、地方自治法の規定に基づきまして、その分野において専門の学識経験を有する方を選任いたします。以上でございます。

○井川茂樹議長 1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 再質問いたします。

3点目の(3)の管理運営期間ですね、20年における耐用年数について質問いたします。

耐震、耐力度並びに塩害対策は、どのような基準を採用した施設になるのかお伺いをいたします。

○井川茂樹議長 田山事務局長。

○田山恵一事務局長 申し訳ございません。担当のほうからご説明させていただきます。

○井川茂樹議長 土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 質問にお答えします。

耐震等に関しましては、国の基準でございます耐震基準に合わせた構造物になるよう、設計のほうを行うよう決めていきたいと思っております。塩害につきましても、やはりさびに対する施設の損傷というのは、かなり大きなものでございますので、まず、鉄に関しましてはステンレスを使ったりとか、基本的にさびの起こりづらいものを使うというようなことを要求水準の中で定めていくというものでございます。以上です。

○井川茂樹議長 1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 了解いたしました。

それでは、監査委員費について再質問します。

任意団体の監査ではないので、多くの資料に基づき時間をかけて監査をしていただきたいと思います。監査委員の研修は、どのような方法で実施し、スキルアップしているのかお伺いをいたします。

○井川茂樹議長 石橋総務係長。

○石橋知之総務係長 まず1点目のですね、時間をかけてという部分でございますが、監査につきましては、地方自治法、また、監査基準に基づきまして監査を行いますので、なかなか時間の長い、短いで判断することも難しいですが、その基準に基づきまして、適切に監査を実施していただいているところでございます。また、研修等につきましては、現在のところ、監査の研修等が行っていないところではございますが、適宜、全国で監査の研修等もございますので、そちらに参加したりですね、また、今までも、その都度監査の内容につきまして、いろいろ議論させていただいておりますので、引き続き、そちらも行っていきたいと考えております。以上でございます。

○井川茂樹議長 1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 再質問いたします。

この組合の監査委員は、会計や監査のプロではないので、監査専門委員の活用ができるようになっていく規定は素晴らしいと思います。ぜひ活用をお願いいただきたい。

次に、管理者もご存じのように、地方自治体は、条例と予算が一体であることが原則である。規定されているのであれば、その選任規定や報酬扱いの報償費で済ませるのか明確に説明いただきたい。

○井川茂樹議長 石橋総務係長。

○石橋知之総務係長 監査専門委員の内容でよろしいでしょうか。

監査専門委員につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、特に専門的な事項につきまして調査が必要となった場合に、選任することができる規定となっております。こちらはですね、地方自治法のほうも、監査基準のほうも、必要が生じたときにできる規定となっております。今のところ選任する予定はないですが、選任しているところの事例を見ますと、企業会計等を導入しているところにつきましては、公認会計士、弁護士を選任しまして、常設型の監査専門委員も選任しているところもございます。当組合の監査におきましても、監査委員と協議しながら、そのときに応じて、必要なときに、監査専門委員を選任したいと考えております。また、報酬につきましては、法律上ですね、地方自治法上、報酬を支給することとなっておりますので、そのときにですね、その専門の方の職も鑑みながら、報酬の額は設定していきたいと考えております。以上でございます。

○井川茂樹議長 1番 岩間勝栄議員。

○1番 岩間勝栄議員 以上で終わります。

○井川茂樹議長 先ほどの岩間議員の質問に対して、答弁漏れがありましたので。土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 先ほどの質問の中で、1番の議案第1号のところですね、業者の資格要件についてお話がありましたのでお答えいたします。

今回の業務に関しましては、監理技術者及び照査技術者を2名配置するようしております。資格といたしましては、技術士の総合技術監理部門の衛生工学部門、またはですね、同じく技術士の衛生工学部門の廃棄物に関する専門分野の資格を有している者、また、平成23年度以降、ごみ処理

広域化に伴う一般廃棄物の処理エネルギー回収廃棄物施設70トンの規模以上のものに関して業務経験や監理技術者の経験がある者ということで決めております。以上でございます。

○井川茂樹議長 よろしいですか。以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議案第2号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議案第2号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第5、議案第3号 鉾田・大洗広域事務組合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。田山事務局長。

○田山恵一事務局長 それでは、議案第3号 鉾田・大洗広域事務組合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正による令和5年度からの職員の定年引上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

制定の内容といたしましては、組織の新陳代謝の確保・活力の維持を目的といたしました管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入するため、地方公務員法の規定によりまして条例に委任されております降任対象となる管理監督職と管理監督職上限年齢を定めるものであります。

以上、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議案第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議案第3号 鉦田・大洗広域事務組合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○井川茂樹議長 以上で、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回鉦田・大洗広域事務組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 井 川 茂 樹

署 名 議 員 岩 間 勝 栄

署 名 議 員 勝 村 勝 一